
2010 年版 アルフィックス
ディスクロージャー

<< 2010年版アルフィックス ディスクロージャー >>

【はじめに】

本書は2010年3月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載事項について】

1. 会社の概況

会社名等	1
商号、代表者、所在地等を記載しています。	
会社の沿革	1
当社の設立から現在に至るまでの沿革を記載しています。	
会社の目的	3
定款に記載された当社の目的を記載しています。	
事業の内容	4
(1) 経営組織	
当社の経営組織図です	
(2) 業務の内容	
当社が加入している商品取引所の一覧を記載しています。	
営業所の状況	6
当社の営業所の一覧です。	
財務の内容	6
2010年3月期決算の概要です。	
発行済株式総数	6
当社の発行済み株式総数です。	
主要株主名	7
当社の主要株主を記載しています。	
役員の状況	8
当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。	
従業員の状況	9
当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。	

2 . 営業の状況

営業方針	1
当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。	
当社及び当業界を取り巻く環境	1
内外の経済状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。	
営業の経過及び成果	1
当社の2010年3月期における業績について記載しています。	
対処すべき課題	3
当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。	
受託業務管理規則	4
当社や日商協が定めている各種管理規則、禁止事項の一覧です。	
(1)受託業務管理規則	
(2)商品取引員の禁止行為に係る明文規定一覧	
(3)管理担当班責任者組織図	
外務員の登録状況	17
期首および期末における登録外務員数並びに期中における外務員の登録人数および抹消人数を記載しています。	
委託者数	17
期首および期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しています。	
苦情、紛争、訴訟に関する事項	18
委託者からの苦情、紛争、訴訟に関する事項を(a)顧客等が提起したもの、(b)当社が提起したもの、(c)双方が提起したもの、(d)値合金処理に関するものに分類してそれぞれその件数を記載しています。	

3 . 経理の状況

貸借対照表	1
2010年3月期の貸借対照表です。	
損益計算書	2
2010年3月期の損益計算書です。	
株主資本等変動計算書	3
個別注記表	4
重要な会計方針に係る事項及び貸借対照表に関する注記事項です。	
監査に関する事項	9
会計監査人による2010年3月期監査報告を受けています。	
財務比率	9
2010年3月31日現在の主要な財務比率の一覧です。	
財務比率について	9
の財務比率について、その数字について説明しています。	

1. 会社の概況

会社名等

商品取引員名 株式会社アルフィックス
代 表 者 名 代表取締役 かみむら 上 村 つとむ 勤
代表取締役 やぶもと 敷 本 ひろし 浩
所 在 地 532-0011 大阪市淀川区西中島1丁目15番2号
電 話 番 号 06-6304-5071
F A X 06-6304-6196
ホームページ <http://www.alphix.co.jp/>
メ - ル info@alphix.co.jp

会社の沿革

当社は商品仲買人として発足いたしました。1967年(昭和42年)商品取引所法が改正され、1971年(昭和46年)に許可制に移行し、商品取引員と呼称も変わりました。現在下記市場の商品取引受託業の許可を受けております。

- ・東京工業品取引所 貴金属、アルミニウム、石油、ゴム、日経・東工取
商品指数各市場
- ・東京穀物商品取引所 農産物、砂糖各市場
- ・関西商品取引所 農産物、砂糖、農産物飼料指数、水産物各市場
- ・中部大阪商品取引所 貴金属、石油各市場

2010年3月31日現在

年 月	主 な 概 要
1952年4月	雑穀卸「大津や」として創業。
1954年8月	大阪穀物取引所会員となる。
1956年7月	大阪穀物取引所に商品仲買人として加入。
1961年3月	大阪砂糖取引所に商品仲買人として加入。
1961年9月	神戸生糸取引所に商品仲買人として加入。
1965年1月	大阪化学繊維取引所に商品仲買人として加入。
1966年1月	神戸ゴム取引所に商品仲買人として加入。
1966年2月	大阪大成商品株式会社を資本金4300万円で設立。 大阪大成商品(株)は大阪穀物取引所、大阪砂糖取引所に商品仲買人として加入。
1969年3月	大阪大成商品(株)は資本金を4945万円に増資。
1971年3月	大阪大成商品(株)は大協商品株式会社に商号変更。
1971年6月	大協商品(株)は名古屋大成穀物株式会社と合併、 資本金1億4767.5万円となる。 大協商品(株)は「大津や」より大阪穀物取引所、大阪砂糖取引所、神戸生糸取引所、大阪化学繊維取引所、神戸ゴム取引所の営業権を譲り受ける。

1. 会社の概況

年 月	主 な 概 要
1971年6月	商品取引所法改正により、商品仲買人から商品取引員へと移行、許可制となる。
1978年11月	資本金を2億2500万円に増資。
1979年4月	大協商品(株)は株式会社大協テキスタイルと合併、資本金2億3000万円となる。 名古屋繊維取引所の受託業務許可を受ける。
1979年9月	大協商品(株)は鈴屋商事株式会社と合併、資本金2億4150万円となる。 神戸穀物商品、大阪三品取引所の受託業務許可を受ける。
1982年3月	東京金取引所の受託業務許可を受ける。
1984年1月	東京工業品取引所貴金属市場の受託業務許可を受ける。
1984年5月	名古屋穀物砂糖取引所砂糖市場の受託業務許可を受ける。
1985年6月	東京穀物商品取引所農産物市場の受託業務許可を受ける。
1985年12月	東京工業品取引所綿糸、毛糸、ゴム市場の受託業務許可を受ける。
1987年1月	資本金を3億6225万円に増資。
1987年7月	資本金を5億4337万5000円に増資。
1988年10月	豊橋乾繭取引所繭糸市場の受託業務許可を受ける。
1991年8月	東京砂糖取引所砂糖市場の受託業務許可を受ける。
1992年4月	大協商品(株)は株式会社アルフィックスへ商号変更。
1996年4月	神戸ゴム取引所ゴム指数市場の受託業務許可を受ける。
1997年1月	東京工業品取引所アルミニウム市場に会員加入。
1997年5月	大阪繊維取引所アルミニウム市場に会員加入。
1999年6月	東京工業品取引所石油市場の受託業務許可を受ける。
2000年6月	東京工業品取引所アルミニウム市場の受託業務許可を受ける。
2001年6月	関西商品取引所農産物・飼料指数市場の受託業務許可を受ける。
2001年7月	外国為替証拠金取引を始める。
2002年6月	関西商品取引所水産物市場の受託業務許可を受ける。
2002年8月	大阪商品取引所ニッケル市場の受託業務許可を受ける。
2005年6月	資本金を7億6072万5000円に増資。
2005年7月	中部商品取引所石油市場に受託会員として加入。
2005年8月	100%出資の子会社株式会社外為アルフィックス」を設立、2005年12月末、外国為替証拠金取引業務を営業譲渡。
2005年10月	中部商品取引所鉄スクラップ市場に受託会員として加入。
2006年7月	設立50周年を迎える。
2007年1月	中部大阪商品取引所アルミニウム市場に受託会員として加入。
2008年1月	東京工業品取引所ロスカット制度に対応する。
2008年12月	大阪支店を本店、金沢支店を京都支店へそれぞれ統合する。
2009年7月	名古屋支店を京都支店へ統合する。
2009年8月	「株式会社外為アルフィックス」を閉鎖。
2009年10月	中部商品取引所貴金属市場に受託会員として加入。
2010年3月	東京工業品取引所日経・東工取商品指数市場に受託会員として加入。

1. 会社の概況

会社の目的

- 1 . 商品取引所取引員業務の一切
- 2 . 外国為替の委託証拠金取引業務
- 3 . 証券取引業業務
- 4 . 各種原料繊維及び各種糸並びに各種織物の売買及び委託売買
- 5 . 農産物、水産物、石油、ゴム、砂糖、乾繭、アルミニウム、アルミニウム地金、銅、ニッケル及び一般雑貨類の売買並びに委託売買
- 6 . 非鉄金属、貴金属及び鉱石の売買並びに委託売買
- 7 . 商品取引所上場の商品指数の売買及び委託売買
- 8 . 有価証券の保有、管理、運用
- 9 . 不動産の取得処分及び賃貸借
- 10 . 木材、合板の売買並びに委託売買
- 11 . 上記に付帯する一切の業務

注) 下線部分は現在行っておりません。

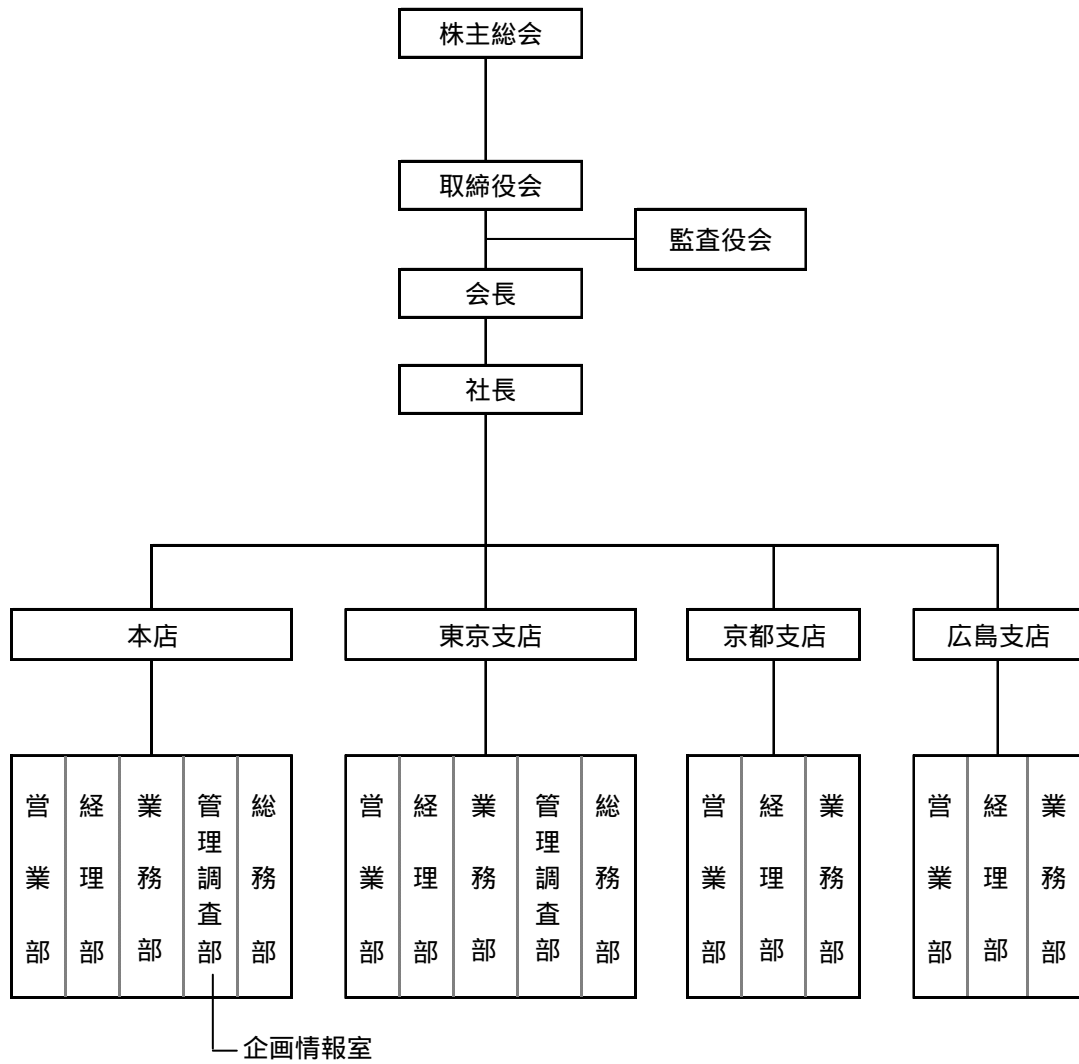
2010年3月31日現在

1. 会社の概況

業務の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は次のとおりです。(2010年3月31日現在)



1. 会社の概況

(2)業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買ならびに先物取引（商品先物取引、現金決済取引、指数先物取引、およびオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。業務の内容は次のとおりです。

(a)主たる業務

イ) 商品市場における取引の受託業務

当社は商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、下記の商品市場の商品取引受託業務の許可を受けています。

2010 年 3 月 31 日現在

加入 取引所	商品市場										上場商品名
	貴金属	石油	アルミ	ゴム	商品指数 日経東工取	農産物 飼料指数	農産物	砂糖	水産物		
東京工業品 取引所											金、金ミニ、銀、白金、白金ミニ、パラジウム、金オプション
											原油、ガソリン、灯油
											アルミニウム
											天然ゴム
											日経・東工取商品指数
東京穀物 商品取引所											輸入大豆、NONGMO 大豆、小豆、トウモロコシ、アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー、粗糖
											米国産大豆、小豆、コーン
関西 商品取引所											粗糖
											冷凍えび
											コーン 75、コーヒー指数
中部大阪 商品取引所											ガソリン、灯油、軽油

受託業務

ロ) 商品市場における取引の自己売買業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務です。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っています。

(b)従たる業務

該当事項はありません。

1. 会社の概況

営業所の概況

2010年3月31日現在

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	532-0011 大阪市淀川区西中島1丁目15番2号	06-6304-5071
東京支店	105-0002 東京都港区愛宕1丁目3番4号	03-5425-4800
京都支店	604-0835 京都市中京区御池通間之町東入高宮町206	075 254-0661
広島支店	730-0051 広島市中区大手町3丁目1番3号	082-249-0201

財務の概要(2010年3月決算)

(a) 資本金	760,725 千円
(b) 純資産額 *1	2,279,232 千円
(c) 総資産額	7,504,104 千円
(d) 営業収益	1,273,901 千円
(うち、受取委託手数料)	(1,357,245 千円)
(e) 経常利益	220,631 千円
(f) 当期純利益	271,684 千円

*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

発行済株式総数

発行済株式の総数.....15,214,500株 (2010年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

1. 会社の概況

主要株主名

2010年3月31日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対 する 所有株式数の割合
株式会社ビーアイシー	大阪市淀川区西中島1丁目15番2号	6,224,022	40.91%
赤坂企画株式会社	大阪市淀川区西中島1丁目15番2号	3,765,573	24.75%
協和不動産株式会社	大阪市淀川区西中島1丁目15番2号	2,441,271	16.05%
合 田 株 式 会 社	枚方市香里園山之手町48番24号	1,197,000	7.87%
株式会社大津や	大阪市淀川区西中島1丁目15番2号	697,116	4.58%
西 田 昭 二		585,921	3.85%
従 業 員 持 株 会	大阪市淀川区西中島1丁目15番2号	45,967	0.30%
	計	14,965,870	98.35%

* 個人株主の住所については個人情報保護の観点から非公開としています。

1. 会社の概況

役員 の 状 況

2010年3月31日現在

役名及び職名	氏名 生年月日	所 有 株式数(株)
代表取締役 会 長	上村勤 1946年8月7日	14,000
代表取締役 社 長	藪本浩 1954年1月1日	14,000
取 締 役 営業本部長	和田敏克 1946年2月24日	7,000
取 締 役 管理本部長	河原和男 1948年1月17日	16,800
取 締 役 営業本部長兼東京支店長	横山裕史 1961年8月29日	13,200
取 締 役 本店長	近藤栄作 1961年5月18日	8,000
取締役 相談役	合田禱壽 1939年2月10日	
監査役 (常勤)	坂井正嗣 1946年2月8日	
監査役 (非常勤)	西田豊 1955年7月30日	
監査役 (非常勤)	北村和子 1958年6月9日	
計	10名	73,000

(注) 監査役西田豊ならびに北村和子は、会社法第335条第3項に定める
社外監査役であります。

1. 会社の概況

従業員の状態

2010年3月31日現在

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	121人	70人	51人	94人	27人
平均年齢	31.4才	35.1才	26.3才	29.2才	39.1才
平均勤続年数	7.5年	11.1年	3.3年	6.4年	12.5年
外務員数	111人	68人	43人	94人	17人

2. 営業の状況

営業方針

当社は創業以来「顧客第一主義」を企業モットーとして歩んでまいりました。

商品先物取引は、高度に専門的な取引です。上場商品の公正な価格決定の場であるとともに、差金決済取引による投機の間でもあります。この高度に専門的な取引をお客様に丁寧に分かりやすく伝え、納得の上で市場に参入いただくためには対面営業が最も適しています。お客様のもとに足を運び、何度も説明することが基本だと考えているからです。

当社には日本商品先物取引協会が認定する上級外務員が 15 名在社しています。上級外務員以外にも各取引所が実施する検定試験にも多くの社員が合格しています。対面取引だからこそ法令を遵守し、専門的な知識を持った外務員を育てていくことがお客様の信頼を得、商品先物取引の理解に繋がると考えているからこそ会社は合格のためのサポートを惜しまず、社員は努力をしています。

今後も法令遵守を土台とし、多くの知識を得、迅速に情報を提供し、お客様のよきパートナーであるように努めてまいります。

当社及び業界を取り巻く環境

2009 年 7 月「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。「使いやすく」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場を目指すこの法律改正では 2011 年 1 月から委託者保護の最終段階として、不招請勧誘の禁止が実施されます。また、従来の国内、海外、店頭全ての商品先物市場が新たに「商品先物取引法」のもとで許可制になります。

足元の国内景気は 2010 年 3 月期に大半の上場企業が前年比で業績伸張するなど明るい兆しが見えます。しかしながら少子高齢化が進むデフレ下の日本では、まだ約 30 兆円の需要不足があります。本格回復とはいえません。私ども商品先物取引業界も、2005 年の法改正後は取組み、売買高、商品取引員、個人委託者、登録外務員など全ての面において減少が続いてきました。約 3 分の 1 から 5 分の 1 にまで規模が縮小した商品先物業界は今ボトムにあると言えるでしょう。

しかしながら、2011 年には国際標準といえるスパン証拠金制度が導入され、商品取引所の 24 時間化や統合が進みます。東京工業品取引所のシステムは既に世界最新のシステムで、東京穀物商品取引所がこのシステムを利用することが決まっています。ブロック取引の導入による投資信託の組成推進や実質無期限でポジションを持てる日経・東工取商品指数市場の上場、石油元売業者や証券業者などへの推進、個人投資家向けセミナーの商品取引員と商品取引所との連携強化など様々な市場強化策が試みられており、商品先物取引業界のインフラ整備は着実に進んでいます。2010 年度は、底入れした業界が上昇に転じていく節目の年度となるでしょう。

当社は業界を取り巻く大きな環境の変化に対応し、冗費をはじめとしたコストを削減し、引き続きスリムな体質とし、地に足をしっかり据えて対処していきます。

2. 営業の状況

営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

手数料は 1,357 百万円を計上、前年比 14%増となりました。

(2) 売買損益部門

83 百万円を計上しました。

以上の結果、当期損失は 271 百万円となりました。事業年度における受取手数料及び売買損益は次のとおりです。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別	第 76 期 (自 2009 年 4 月 1 日) (至 2010 年 3 月 31 日)
商品市場名	
商品先物取引	
貴金属市場	1,045,595
石油市場	23,398
ゴム市場	35,368
ゴム指数市場	0
アルミニウム市場	199
ニッケル市場	0
農産物市場	248,736
農産物飼料指数市場	0
砂糖市場	3,069
水産物市場	0
日経・東工取商品指数市場	880
鉄スクラップ市場	0
合 計	1,357,245

(注) 1.消費税は含まれていません。

2.千円未満は切り捨てて表示しています。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別	第 76 期 (自 2009 年 4 月 1 日) (至 2010 年 3 月 31 日)
商品市場名	
商品先物取引	
貴金属市場	59,413
石油市場	3,856
ゴム市場	0
ゴム指数市場	0
アルミニウム市場	0
ニッケル市場	0
農産物市場	28,026
農産物飼料指数市場	0
砂糖市場	240
水産物市場	0
日経・東工取商品指数市場	0
鉄スクラップ市場	0
小 計	83,343
商品売買損益	0
合 計	83,343

2. 営業の状況

- (注)1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しています。
2. 消費税は含まれていません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しています。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	第76期 (自 2009年4月1日) (至 2010年3月31日)		
	委託	自己	合計
商品先物取引			
貴金属市場	408,748	5,516	414,264
石油市場	3,961	44	4,005
ゴム市場	13,525	0	13,525
ゴム指数市場	0	0	0
アルミニウム市場	44	0	44
日経・東工取商品指数	583	0	583
ニッケル市場	0	0	0
鉄スクラップ市場	0	0	0
農産物市場	114,602	7,368	121,970
農産物飼料指数市場	0	0	0
砂糖市場	1,027	180	1,207
水産物市場	0	0	0
合計	542,490	13,108	555,598

(注)売買高にはオプション取引に係る売買高を含めています。また、受渡しによる決済数量は含んでいません。

対処すべき課題

2009年度はBRICS等の新興国経済の高成長に支えられ、景気は世界的に回復基調となりました。2010年度に入り欧州のソブリンリスクの深刻化や中国のインフレ懸念、米国の景気下振れ懸念などが世界成長の不安要因となっています。このような世界情勢にあって日本経済は新興国の成長につれて緩やかに回復しつつあるものの、雇用の低迷やデフレを克服するまでには至っていません。

当社の課題はまず利益計上することです。リーマン後2009年度下期ごろより、ようやく新規委託者の増加、及び受託業務収支の利益計上ができるようになってきました。しかしながら2010年3月期通期では赤字計上でした。安定した受託業務収益を上げ、良質な新規委託者の参入を推し進めることが当社の一番の課題であります。そのうえでより強固な財務基盤を築いてまいります。

そのためにはお客様の安定した支持を得ることが必要です。委託者向け情報サービス I-M arvelous(アイ・マーベラス)をさらに充実させ、利便性の向上に努めてまいります。

我々は高度に専門的な商品先物取引をお客様に勧めるに当たり、敢えて対面営業に徹しています。法令遵守に徹し、高いモラルで営業できる人材を育ててまいります。

2. 営業の状況

受託業務管理規則

(1) 受託業務管理規則

受 託 業 務 管 理 規 則

株式会社アルフィックス

目的

第1条 この規則は、株式会社アルフィックス（以下「当社」と称す）に商品先物取引を委託する者（以下「顧客」と称す）の保護育成を図るため、受託業務の適正な運用における管理責任体制の整備について必要な事項を定める。

不適格者の参入防止

第2条 当社は、次の各号の一に該当する者を商品先物取引不適格者とし、これらの者に対しては、商品先物取引の勧誘及び受託をしないものとする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、知的障害者及び精神障害者及び認知障害の認められる者。
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
- (3) 破産者で復権を得ない者。
- (4) 商品先物取引を始めるために借入金をする者。
- (5) 元本欠損及び元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者。

2 前項各号に該当しない者であっても、管理担当班が、その者の資金力、理解度等からみて商品先物取引をするにふさわしくないと認定した者に対しては、受託をしないものとする。

原則として不適当と認められる者の参入防止

第3条 当社は、次の各号の一に該当する者を原則として、商品先物取引を行うに不適当な者とし、これらの者に対しては商品先物取引の勧誘及び受託をしないものとする。但し、次項に基づく場合はこの限りではない。

- (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計を立てている者。
- (2) 年収500万円以上の収入がない者。
- (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引をしようとする者。
- (4) 75歳以上の高齢者。

2 前項に該当する者から商品先物取引をしたい旨の申し出があったときは、当該者が次に定めるそれぞれの要件を満たしている場合であって、自ら、当社が定める原則不適当者であることの認識をしているとともに、例外の要件を自ら満たすことを確認している旨の書面による申告がある場合において、総括責任者が審査し、承認したときに限りこれらの者に対して勧誘及び受託ができるものとする。

- (1) 前項(1)及び(2)に該当する者については顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資金を有していること。

2. 営業の状況

- (2) 前項(3)に該当する者については顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失しても生活に支障のない金額であり、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
 - (3) 前項(4)に該当する者については顧客が過去3ヵ年以内に延べ90日以上にわたりレバレッジ性のある取引(金融先物取引、株式の信用取引、有価証券にかかる先物取引、外国為替証拠金取引等)の経験があり、かつ、商品先物取引の仕組み、リスク等を十分理解していること。
- 3 当社は、75歳未満の者であっても、70歳以上の高齢者については、商品先物取引の仕組み、危険性等を十分に理解していること、投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されていること等を含めて、適正に管理するものとする。
- 4 第2項の審査結果については、審査日等の記録を残し、取引終了後3年間保存するものとする。

管理担当班の設置

- 第4条 当社は、受託業務に係わる責任の所在の明確化を図るため、本店の管理調査部を主体として、本店及び主たる支店に管理担当班を設置し責任者を置くものとする。
- 2 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の統括調整をするため、本店に総括責任者を置くものとする。
- 3 総括責任者及び管理担当班の責任者は次の者とする。
- (1) 総括責任者は管理担当取締役とする。
 - (2) 管理担当班の責任者は部長職以上又はそれに準ずる者とする。

管理担当班の職務

- 第5条 管理担当班の職務は次のとおりとする。
- (1) 「商品先物取引口座設定申込書」の精査による顧客の選別並びに受託適否の決定。
 - (2) 顧客管理のため、「顧客カード」の整備。
 - (3) 顧客の資金力・取引経験からみて、不相応と判断される取引の抑制。
 - (4) 登録外務員等の顧客に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導。
 - (5) 顧客の取引売買状況の分析調査。
 - (6) 取引内容に異常な兆候が見受けられ、現行顧客が適格性を欠いた場合の迅速適切な措置。
 - (7) 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係わる指導状況の監視と記録の整備並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置。
 - (8) 顧客からの苦情・紛争に対する適切な対応。
 - (9) 過去に恣意的に紛争等を惹起した顧客の参入防止。
 - (10) 不正資金の流入防止のため当該顧客への調査。
 - (11) その他顧客の保護育成に必要と認められる事項。

勧誘に際しての告知、再勧誘の禁止及び説明義務等

- 第6条 当社は、商品先物取引の勧誘に先立ち、顧客に対して、会社名・外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を告知した上で、顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認するものとし、
-

2. 営業の状況

これら告知及び意思の確認について外務員日誌に記録し、取引終了後3年間保存するものとする。

2 前項の勧誘時の意思確認において、顧客が勧誘を希望しない旨または商品先物取引の委託をしない旨の意思表示をした場合には、当該顧客には一切勧誘しないものとし、これら勧誘及び委託の拒否した顧客の氏名、住所、電話番号等についてFAX等で本・支店間等全社内に周知徹底して、それらに対する再勧誘が起きないように防止措置を講じるものとする。

3 商品先物取引の委託の勧誘に当たっては、受託契約準則、「商品先物取引 - 委託のガイド」等の関係書面を交付し、それらを用いて次の事項を、それらの記述や図面を示す等顧客が容易に理解できるよう留意しつつ説明し、理解の確認を行うものとする。

また、この説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該受託契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものとする。

なお、理解の確認に当たっては、まず、(1)及び(2)に係る説明をし、その理解の確認を書面により行い、その後その他の事項について説明し、その理解の確認を書面により行うものとする。

(1) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べて10～40倍にもなる過大な取引を行うものであること。

(2) 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること。

(3) 取引証拠金等の制度、種類及びその発生のおそれに関する事項。

(4) 相場の変動により損失が一定以上になった場合に、損失を確定させずに取引を継続したいのであれば、追加的な取引証拠金等を預託する必要があること。

(5) 元本欠損及び元本以上の損失のおそれのある投機取引であることを承知していること。

(6) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項。

(7) 商品取引員の禁止行為に関する事項。

(8) その他「商品先物取引 委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項。

迷惑勧誘の禁止

第7条 当社は次のような勧誘行為は禁止する。

(1) 迷惑な時間帯に電話又は訪問による勧誘。

(2) 顧客の意思に反して長時間に亘る勧誘。

(3) 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法で勧誘。

(4) 勧誘を拒否された者への再勧誘。尚、勧誘拒否者に係る情報は所定の方法で収集、管理するものとする。

勧誘方針の策定及び公表

第8条 当社は、勧誘方針「アルフィックスの約束」を定め、全営業店において顧客の見やすいように掲示するものとする。

「商品先物取引口座設定申込書」と「顧客カード」の整備

第9条 当社は、顧客の属性及び取引に対する主体性を確認するため、次に定めた事項を記載した「商品先物取引口座設定申込書」を顧客より受領するものとする。

(1) 氏名、生年月日、性別、住所及び連絡先、家族構成。

2. 営業の状況

- (2) 職業、会社名、役職及び勤務先住所。
- (3) 受託契約を締結する目的。
- (4) 収入、資産状況及び投資可能資金額。
- (5) 先物（商品・金融）取引及び証券取引等の経験の有無。
- (6) 本人確認の方法。
- (7) 取引動機
- (8) その他必要と認める事項。

2 当社は、本店及び従たる営業所ごとに商品先物取引に参加する顧客について、次に掲げる事項を記載した「顧客カード」を備え付けるものとする。

- (1) 氏名、生年月日、性別、住所及び連絡先、家族構成。
- (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所。
- (3) 収入、資産状況及び投資可能資金額。
- (4) 先物（商品・金融等）取引及び証券取引等の経験の有無。
- (5) 取引動機
- (6) 本人確認の方法。
- (7) その他必要と認める事項。

3 投資可能資金額については、損失をこうむっても生活に支障のない範囲で設定すべきものであること及び取引の過程で損失が発生した場合は減額されるものである事等わかりやすく説明した上で申告を受けるものとする。

4 第1項及び第2項の記載内容に変更があった場合はその都度更新し、それらの情報を適切に管理するものとする。

5 「商品先物取引口座設定申込書」と「顧客カード」の原本は、すべてこれを総括責任者のもとに備え付けるものとする。

適合性の審査等

第10条 当社は、商品先物取引不適格者の参入を防止するため、「商品先物取引口座設定申込書」に基づき管理担当班の責任者が適合性の審査を行うものとし、当該審査を終えるまでは約諾書の差し入れ、取引証拠金の預託、取引の指示等を受けないものとする。また、審査の結果、適合性を有しないと認められたときは直ちにその勧誘を中止するものとする。

2 顧客の適合性の審査は、その知識、経験、財産の状況、受託契約を締結する目的に照らして不適当な勧誘及び受託とならないよう審査するものとする。

3 前項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

未経験者の保護育成措置

第11条 当社は商品先物取引に参入するにふさわしい健全な顧客層の拡大を図るため、商品先物取引の経験のない者または直近の過去3年間で延べ90日以上商品先物取引の経験のない者を未経験者とし、最初の取引日から3ヶ月間を習熟期間として設定し、その間、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。ただし、当社で商品先物取引の経験があり、受託契約準則第11条第2項により当社が承認し、取引本証拠金の預託に係る取扱の申出があった顧客

2. 営業の状況

は除く。

- (1) 未経験者からの受託数量については、建玉時に預託する取引証拠金等の額が、当該者が「商品先物取引口座設定申込書」に自己申告した投資可能資金額の3分の1を超えない範囲の額に相当する数量に制限するものとする。
 - (2) 取引にあたっては、特に取引証拠金及び損失の発生についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該顧客の資金力、理解度等からみて明らかに不相応と判断される取引についてはこれを抑制する等の措置を講ずること。
- 2 前項の受託数量の制限について、未経験の顧客から当該制限を超える取引を希望する場合については、商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できるものがあり、かつ、当該顧客が、当社が商品先物取引の未経験者を保護するために受託数量を制限する措置を設けていること及び前述の例外要件を理解しているとともに、自らその要件を満たすことについて確認している旨の自書による申告を受けた上で、これらの内容について総括責任者が審査し、これを承認したときは、前項の規定にかかわらず受託制限数量を超えて受託することができる。ただし、その場合の受託数量は、投資可能資金額を上限とする。
- 3 前項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

入出金の取扱い

第12条 当社は顧客との間の入出金は原則として振り込みで行う。

- 2 取引本証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行う。
- 3 現金の授受にあたっては、複数の役職員で対応することとする。
- 4 一人の外務員で対応した場合には他の役職員が入出金の額、日時、外務員の氏名等について顧客に電話等により確認を行うものとする。

不正資金の流入防止

第13条 当社は、以下に規定する者からの受託にあたっては不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 銀行、農業、漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関の金銭、有価証券等の取扱い者。
 - (2) 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファインンス会社、リース会社などのノンバンクの金銭、有価証券の取扱い者。
 - (3) 国、地方公共団体、その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱い者。
 - (4) 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱い者。
- 2 当該顧客の純預り額（益金支払分及び益金振替分を除く）が3000万円を超えたとき、当該顧客の超えた資金について調査を開始する。
- (1) 調査にあたっては、当該顧客へ訪問面談して聴取することとする。自己資金であるとの説明があっても、その裏付けとなる証拠書類又は物件等の提出又は提示を求めることとし、超過した資金の解明を図ることとする。
尚、当該顧客が自己資金であることの裏付け資料を提出しない場合、又はこれを拒ん

2. 営業の状況

だ場合には、その後の追加の証拠金の預託及び建玉の受注は行なわない。

(2) 当該顧客の資金調査は管理調査部が当該顧客へ訪問面談、その他の方法にて速やかにおこなうものとし、営業部はこれに協力するものとする。

3 前項の調査に関しては、その記録を作成し、これを5年間保存するものとする。

4 当社は、当該顧客からの不正資金による取引資金の預託があることが判明したときは、営業担当者に追加の預託及び受託は受けないよう指示、指導を徹底する。当該顧客に対しては、速やかに決済するよう要請するとともに、取引が決済されたときは、速やかに精算するものとする。

5 当社は契約締結時に顧客の属性把握に努めるだけでなく、取引開始後においても属性情報に変更があった場合には営業担当者もしくは管理調査部に申し出るように定期的に注意喚起を行なうとともに、申し出があれば顧客カードを修正する。

損失補てんの禁止

第14条 当社は、商品取引所法第214条の2に基づき、損失補てんをしない。

広告等に係る管理措置

第15条 当社は、広告等に係る表示の方法、及び遵守すべき事項などを広告管理責任者の下に定め、広告の適正を図るものとする。

2 広告管理責任者は、取締役とする。

3 広告管理責任者は副広告管理責任者を定めることができるものとし、副広告管理責任者は本支店長及び部長職以上の者とする。

記録の整備

第16条 当社は、顧客の保護育成及び受託業務の適正な運営を確保するため、顧客の取引状況並びに役職員の営業活動状況について常時的確な把握に努めるものとする。

2 顧客の意志に基づき取引を誠実にかつ公正に執行していることについて記録の整備に努め又これを保持すること。

取引本証拠金

第17条 取引本証拠金の額等は、当社が受託するすべての上場商品について、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は総括責任者とする。総括責任者はその内容について社内に徹底するとともに、顧客に周知し、その記録を3年間保存する。

受託業務における禁止行為

第18条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあつては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、取引所指示事項及び日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。 (別紙)

違反者に対する懲戒

2. 営業の状況

第19条 第18条に掲げる受託業務における禁止行為を行なった者に対しては、次の各号によりこれを懲戒する。尚、処分内容に関しては取締役会で決議する。

- (1) 口頭注意。
- (2) 文書注意。
- (3) 始末書の提出。
- (4) 戒告。
- (5) 減給。
- (6) 出勤停止。
- (7) 解雇。
- (8) 懲戒解雇。

変更と廃止

第20条 この規則の変更若しくは廃止は取締役会の決議を経て行う。

主務省、日本商品先物取引協会への提出

第21条 本規則は2週間以内に主務省、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更及び廃止したときも同様とする。

付則

1. 本規則は、平成元年11月27日より実施する。
2. この改正規則は、平成3年11月1日より実施する。
3. 平成4年4月1日より大協商品株式会社は株式会社アルフィックスへと社名を変更
4. この改正規則は、平成10年9月1日より実施する。
5. この改正規則は、平成11年4月1日より実施する。
6. この改正規則は、平成12年4月1日より実施する。
7. この改正規則は、平成14年2月1日より実施する。
8. この改正規則は、平成15年4月1日より実施する。
9. この改正規則は、平成15年6月6日より実施する。
10. この改正規則は、平成17年5月1日より実施する。
11. この改正規則は、平成17年9月20日より実施する。
12. この改正規則は、平成19年9月30日より実施する。
13. この改正規則は、平成20年3月1日より実施する。
14. この改正規則は、平成21年12月7日より実施する。
15. この改正規則は、平成22年2月8日より実施する。

2. 営業の状況

(2) 商品取引員の禁止行為に係る明文規定一覧

[別紙]

商品取引員の禁止行為に係る明文規定一覧

【商品取引所法】

(仮装取引、なれ合い取引等の禁止)

第 116 条 何人も、商品市場における取引に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 上場商品の所有権の移転を目的としない売買取引をすること。
- 2 仮装の取引をし、又は偽って自己の名を用いないで取引をすること。
- 3 自己のする取引の申込みと同時期に、それと同一の対価の額又は約定価格等において、他人が当該取引を成立させることができる申込みをすることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。
- 4 単独で又は他人と共同して、当該商品市場における取引が繁盛であると誤解させるべき一連の取引又は当該商品市場における相場を変動させるべき一連の取引をすること。
- 5 前各号のいずれかに掲げる行為の委託をし、又はその受託をし、若しくはその委託の取次ぎを受託すること。
- 6 商品市場における相場が自己又は他人の市場操作によって変動すべき旨を流布すること。
- 7 商品市場における取引をする場合に、重要な事項について虚偽の表示又は誤解を生ぜしむべき表示を故意にすること。

(のみ行為の禁止)

第 212 条 商品取引員は、商品市場における取引等の委託を受けたときは、その委託に係る商品市場における取引等をしないで、自己がその相手方となって取引を成立させてはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第 214 条 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 商品市場における取引等につき、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘すること。
- 2 商品市場における取引等につき、顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、その委託を勧誘すること。
- 3 商品市場における取引等につき、数量、対価の額又は約定価格等その他の主務省令で定める事項についての顧客の指示を受けないでその委託を受けること(委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令定めるものを除く。)
- 4 商品市場における取引につき、顧客から第 2 条第 8 項第 1 号に掲げる取引の委託を受

2. 営業の状況

け、その委託に係る取引の申込みの前に自己の計算においてその委託に係る商品市場における当該取引に係る取引と同一の取引を成立させることを目的として、当該委託に係る取引における対面の額より有利な対価の額（買付けについては当該委託に係る対価の額より低い対価の額を、売付けについては当該委託に係る対価の額より高い対価の額をいう。）で同号に掲げる取引をすること。

- 5 商品市場における取引等につき、その委託を行わない旨の意思(その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示した顧客に対し、その委託を勧誘すること。
- 6 商品市場における取引等につき、顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方での委託を勧誘すること。
- 7 商品市場における取引等につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号及び商品市場における取引等の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意志の有無を確認することをしないで勧誘すること。
- 8 商品市場における取引等につき、顧客に対し、特定の上場商品構成物品等の売付け又は買付けその他これに準ずる取引とこれら取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。)の数量及び期限を同一にすることを勧めること
- 9 前各号に掲げるもののほか、商品市場における取引等又はその受託に関する行為であって、委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するものとして主務省令で定めるもの

(適合性の原則)

第 215 条 商品取引員は、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。

2. 営業の状況

【商品取引所法施行規則】

(禁止行為)

第 103 条 法第 214 条第 9 号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 委託者資産の返還、委託者の指示の遵守その他の委託者に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 2 故意に、商品取引受託業務に係る取引と自己の取引を対当させて、委託者の利益を害することとなる取引をすること。
- 3 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること（受託契約準則に定める場合を除く。）
- 4 商品市場における取引につき、新たな売付け若しくは買付け又は転売若しくは買戻しの別その他これに準ずる事項を偽って、商品取引所に報告すること。
- 5 商品市場における取引等の委託につき、顧客に対し、特別の利益を提供することを約して勧誘すること。
- 6 商品市場における取引等の委託につき、顧客に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。
- 7 商品市場における取引等の委託につき、転売又は買戻しにより決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。
- 8 商品市場における取引等の委託につき、虚偽の表示をし又は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。
- 9 商品市場における取引等につき、特定の上場商品構成物品等の売付け及び買付けその他これに準ずる取引等と対当する取引等(これらの取引等から生じ得る損失を減少させる取引をいう。)であってこれらの取引と数量又は期限を同一にしないものの委託を、その取引等を理解していない顧客から受けること。

【受託契約準則】

(一任売買等の禁止)

第 25 条 受託会員は、商品市場における取引につき、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 第 6 条各号に掲げる事項の全部又は一部についての顧客の指示を受けないでその委託を受ける行為(省令第 102 条第 1 項各号に掲げる行為を除く。)
 - 2 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引する行為(第 14 条第 1 項、第 15 条第 3 項、第 16 条第 2 項、第 24 条又は次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定によりする場合を除く。)
 - 3 第 6 条各号に掲げる事項の全部又は一部について包括的に委任を受けた代理人(第 5 条第 1 項第 4 号及び第 6 号による代理人を除く。)から委託を受ける行為。
- 2 前項第 1 号かっこ書きの行為については、省令第 102 条第 2 項の規定を適用するものとする。

2. 営業の状況

【受託等業務に関する規則】

日本商品先物取引協会

(禁止行為)

第 5 条 会員は、法その他関係法令及び受託契約準則その他関係諸規則に規定するもののほか、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 1 知識、経験及び財産の状況に照らして商品市場における取引の参加に適さないと判断される者を勧誘し、受託すること。
- 2 商品市場における取引の委託につき、顧客に対し、当該取引に係るもの以外のものであると顧客に誤認されるような仕方での勧誘を行うこと。
- 3 商品市場における取引の委託につき、顧客に対し、事実と反する事項を告げ又は威迫する言動を交えて勧誘すること。
- 4 顧客に対し、取引の仕組み、その投機的本質及び損失が発生する可能性等法第 217 条第 1 項に規定する事前交付書面に基づいて法第 218 条第 1 項に定める説明をしないで勧誘し、受託すること。
- 5 顧客に対し、商品市場における取引の受託等契約以外の契約を解除することを勧めること。
- 6 商品市場における取引の委託につき転売又は買戻しにより決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧め又は新規に当該取引を勧めること。
- 7 各商品取引所において受託契約準則に定める委託の際の指示の全部又は一部について包括的に委任を受けた代理人（同準則で定める代理人を除く。）から受託すること。
- 8 自己の使用しない者が行う勧誘により受託すること。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - イ) 法第 190 条第 1 項の規定による許可を受けている者のうち商品市場における取引の委託の取次ぎを受ける業務を営む者が行う勧誘による委託を受ける場合
 - ロ) 外国商品市場において商品取引受託業務を営むことについて当該外国において法第 190 条第 1 項の規定による許可に相当する当該外国の法令の規定による同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者又はこれに準ずる外国の者であって各商品取引所が適当と認めた者が外国において行う勧誘による委託を受ける場合
- 9 次に掲げる者が商品投資顧問業者等である場合において、当該商品投資顧問業者等から、当該商品投資顧問業者等が顧客から一任されて行う取引を受託すること。
 - イ) その役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数が当該商品取引員の業務に従事し、又は従事していた者により占められている者
 - ロ) その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の 10 分の 5 以上の株式又は出資を当該商品取引員より所有されている者
 - ハ) その役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数が当該商品取引員及びイ又はロに該当する者の業務に従事し、又は従事していた者により占められてい

2. 営業の状況

る者

二) その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の 10 分の 5 以上の株式又は出資を当該商品取引員及びイ又はロに該当する者により所有されている者

- 10 受託等業務に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理し、又は金銭若しくは有価証券の借受を勧めること。
- 11 顧客に対し、金銭等の融資を求め又は融資を受けること。
- 12 顧客に対し、本人以外の名義を使用させること。
- 13 外務員として登録を受けていない者に登録外務員の類似行為をさせること。
- 14 頻繁に担当登録外務員を交代させること。
- 15 顧客に対し、取引等の損益を共にすることを約束し、又はこれを実行すること。
- 16 その他第 2 条及び第 3 条の規定の趣旨及び委託者保護に反すると認められる行為をなすこと。

2 会員は登録外務員が法その他関係法令及び受託契約準則に違反する行為のほか、次に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

- 1 前項各号に掲げる行為（第 8 号及び第 13 号を除く。）
- 2 自己の所属する以外の商品取引員に取引の委託又は委託の取次ぎの引受けを斡旋すること。
- 3 委託者から受けた取引の注文を、その指定された条件と異なった条件で所属商品取引員（会員に限る。）に通すこと。
- 4 委託者とみだりに金銭等の貸借関係を結ぶこと。
- 5 その他登録外務員の職務を怠る等委託者保護に欠ける行為を行うこと。

この禁止事項は平成 19 年 9 月 30 日から実施する。

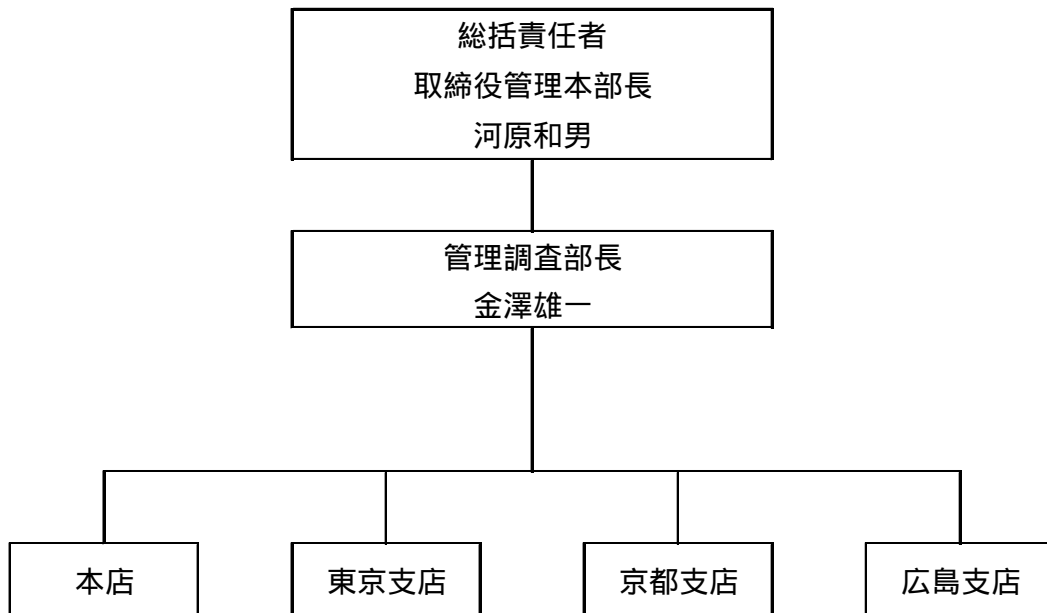
2. 営業の状況

(3)管理担当班組織図

株式会社アルフィックス

2010年3月31日現在

管理担当班組織図



外務員の登録状況

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
138名	45名	38名	116名

委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
407名	168名	456名

2. 営業の状況

苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情	紛争	訴訟	苦情	紛争	訴訟
	相互の 話し合いによ る解決	紛争処理 機関での 解決		相互に 話し合い中	紛争処理 機関で 処理中	
当該年度に 新規に発生 した案件の 件数 2件		1件		1件		
前年度から 継続してい る案件の 件数 3件				1件		2件
合計 5件	0件	1件	0件	2件	0件	2件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴訟		訴訟	
当該年度に新 規に発生した 案件の件数 0件				
前年度から継 続している案 件の件数 0件				
合計 0件	0件	0件	0件	0件

2. 営業の状況

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴訟		訴訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件				
前年度から継続している案件の件数 1件	1件			
合計 1件	1件		0件	

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟(反訴を含む)を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 1件	1件			
前年度から継続している案件の件数 0件				
合計 1件	1件	0件	0件	0件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

貸借対照表

貸借対照表 (2010年3月31日現在)

単位:円

科目	内訳金額	合計金額	科目	内訳金額	合計金額
【資産の部】			【負債の部】		
(流動資産)			(流動負債)		
現金・預金		992,700,756	短期借入金		710,427,830
現金	1,020,453		未払法人税等		3,940,500
預金	991,680,303		未払消費税等		24,682,300
委託者未収金		15,617,138	賞与引当金		25,000,000
商品先物	15,617,138		預り委託証拠金		4,184,242,763
委託者先物取引差金		207,020,300	現金	3,618,390,763	
保有有価証券		565,852,000	代用有価証券	565,852,000	
清算機構差入	565,852,000		未払金		89,672,352
差入保証金		3,396,199,654	その他の流動負債		10,150,536
清算機構差入	3,351,199,654				
その他差入	45,000,000				
商品取引責任準備預金		115,899,788			
委託者保護基金預託金		95,000,000			
繰延税金資産		11,389,152			
委託未収差金		56,646,100			
その他の流動資産		70,320,233			
貸倒引当金		384,957			
流動資産合計		5,526,260,164	流動負債合計		5,048,116,281
(固定資産)			(固定負債)		
有形固定資産		217,110,027	退職給付引当金		155,043,374
建物	130,063,075		固定負債合計		155,043,374
器具備品	14,258,248		(引当金)		
土地	72,788,704		商品取引責任準備金		108,634,797
無形固定資産		67,822,235	(商取法第221条)		
ソフトウェア	54,571,287		負債合計		5,311,794,452
電話加入権	13,250,948				
投資その他の資産		1,692,912,436	【純資産の部】		
投資有価証券		393,035,831	(株主資本)		
手許保管	384,140,831		資本金		760,725,000
清算機構差入	8,895,000		資本剰余金		17,857,707
出資金		16,950,000	資本準備金	17,857,707	
取引所出資金	9,500,000		利益剰余金		1,431,203,343
取引所加入金	7,450,000		利益準備金	172,323,543	
長期差入保証金		717,508,521	その他利益剰余金		
取引所差入	12,700,000		圧縮記帳積立金	77,340,255	
清算機構差入	314,240,041		別途積立金	1,920,000,000	
その他差入	390,568,480		繰越損失金	738,460,455	
繰延税金資産		68,181,130	その他利益剰余金計	1,258,879,800	
長期未収債権		47,852,708	自己株式		20,319,000
投資用土地		489,800,173	株主資本合計		2,189,467,050
貸倒引当金		40,415,927	(評価・換算差額等)		
固定資産合計		1,977,844,698	その他有価証券評価差額金		2,843,360
資産合計		7,504,104,862	純資産合計		2,192,310,410
			負債及び純資産合計		7,504,104,862

3. 経理の状況

損益計算書

損益計算書 (自2009年4月1日～至2010年3月31日)

単位:円

科 目	内訳金額	合計金額
営業収益		
受取手数料		1,357,245,100
商品先物取引	1,357,245,100	
売買損益		83,343,500
先物取引決済益	83,343,500	
営業収益計		1,273,901,600
営業費用		1,552,199,349
販売費・一般管理費	1,552,199,349	
営業損失		278,297,749
営業外収益		127,253,831
受取利息	1,634,406	
受取配当金	100,940,399	
受取家賃	3,746,097	
雑収入	20,932,929	
営業外費用		69,587,576
支払利息	18,947,598	
雑損失	50,639,978	
経常損失		220,631,494
特別利益		50,175,193
固定資産売却益	50,175,193	
特別損失		46,905,883
商品取引責任準備繰入	1,402,561	
減損損失	45,503,322	
税引前当期損失		217,362,184
法人税、住民税及び事業税	28,106,813	
法人税等調整額	26,215,708	54,322,521
当期純損失		271,684,705

3. 経理の状況

株主資本等変動計算書

単位：千円

	株主資本							自己株式	株主資本 合計	評価・換算 差額等 その他 有価証券 評価差額金	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金		利益剰余金							
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金							
				圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金					
前期末残高 (平成21年3月31日現在)	760,725	17,857	172,323	78,390	1,920,000	467,825	11,908	2,469,563	2,240	2,471,803	
当期変動額											
剰余金の配当											
利益準備金の積立											
当期純利益						271,684		271,684		271,684	
自己株式の取得							8,411	8,411		8,411	
圧縮記帳積立金の取崩				1,050		1,050	-	-		-	
別途積立金の取崩											
株主資本以外の項目 の当期中の 変動額(純額)									603	603	
当期変動額合計	-	-	-	1,050	0	270,635	8,411	280,096	603	279,493	
当期末残高 (平成22年3月31日)	760,725	17,857	172,323	77,340	1,920,000	738,460	20,319	2,189,467	2,843	2,192,310	

3. 経理の状況

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法 - 個別原価法
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 - その他有価証券
時価のあるもの - 時価法
時価のないもの - 移動平均法による原価法
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理している。
- (3) デリバティブの評価基準及び評価方法 - 時価法

1-2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産の減価償却の方法 - 定率法。但し、1998年4月以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用している。
法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっている。
- (2) 無形固定資産（リース資産除く） - 定額法。但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

1-3. 引当金の計算基準

- (1) 貸倒引当金の計上方法 - 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒れ懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- (2) 賞与引当金の計上方法 - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額を計上している。
- (3) 退職給付引当金の計上方法 - 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額を計上している。

1-4. その他計算書類作成のための基準となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理方法 - 税抜方式

3. 経理の状況

1-5. 追加情報

- (1) 当事業年度から平成 20 年 3 月 10 日改正の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第 10 号)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第 19 号)を適用している。
- (2) 当事業年度から「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第 20 号平成 20 年 11 月 28 日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 23 号平成 20 年 11 月 28 日)を適用している。

2. 貸借対照表等に関する注記

2-1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

預金(定期預金)	420,000,000	円
土地	72,788,704	円
建物	124,503,651	円
計	617,292,355	円

(2)担保に係る債務

短期借入金	710,427,830	円
計	710,427,830	円

2-2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	270,065,090	円
----------------	-------------	---

3. 損益計算書に関する注記

3-1. 関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高	14,000,000	円
営業取引以外の取引高	150,100,000	円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

4-1. 自己株式に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	114,400 株
------	-----------

4-2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

2009 年 6 月 21 日開催の第 74 回定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	0	円
1 株当たり配当金額	0	円

3. 経理の状況

(2)基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌会計年度になるもの
2010年6月20日開催の第75回定時株主総会において次のとおり決議しました。

配当金の総額	0	円
1株当たりの配当金額	0	円

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主たる内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	10,150,000	円
退職給付引当金	62,947,609	円
貸倒引当金	15,930,932	円
未払事業税	1,239,152	円
商品取引責任準備金	44,105,727	円
繰越欠損金	360,151,295	円
その他	2,497	円
合計	494,527,212	円
評価引当金額	360,151,295	円
繰延税金資産合計	134,375,917	円

(繰延税金負債)

圧縮記帳積立金	52,862,195	円
その他有価証券評価差額金	1,943,440	円
繰延税金負債合計	54,805,635	円

繰延税金資産の純額 79,570,282 円

6. 関係当事者との取引に関する注記

子会社及び関係会社等

(単位：万円)

属性	会社の名前	議決権の所有 (被所有)割合	関係当事者 との関係	取引の内容	取引額	科目	期末 残高
子会社	(株)外為アル フィックス	直接 100%	業務支援	業務支援料	1,400	未払金	0
関係会社	(株)B・I・C	被所有 40.9%	なし	技能・経営 支援	6,000	未払金	0
関係会社	協和不動産 (株)	被所有 16%	なし	社員寮の 賃借	1,272	未払金	0
関係会社	大都開発(株)	なし	なし	本店賃借	7,728	未払金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

3. 経理の状況

- 注1) 価格その他の取引条件は市場実勢を勘案して、当社が希望価格を提示し、交渉の上、決定しております。
- 注2) 業務支援料は、子会社から提示された、支援妥当なる金額を交渉の上、決定しております。
- 注3) 技能・支援料については、提示された価格を基準として、交渉の上、決定しております。

7. その他の注記

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	145 円 19 銭
1 株当たり純損失額	17 円 94 銭

8. 金融商品に関する注記

8-1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

委託者未収金に係る顧客の信用リスクは内規に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については期末に時価の把握を行っております。

8-2. 金融商品の時価等のに関する事項

平成 22 年 3 月 31 日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	99,270	99,270	-
(2) 委託者未収金	1,561	1,561	-
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	889	889	-
(4) 短期借入金	71,042	71,042	-

単位:万円

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 委託者未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 非上場株式(貸借対照表計上額 38,414 万円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有

3. 経理の状況

価証券その他有価証券」には含めておりません。

9. 賃貸等不動産の時価等に関する注記

当社は、滋賀県野洲市等において、投資用土地を所有しております。

当該投資用土地の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

単位:万円

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
53,530	4,550	48,980	32,944

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減損損失を控除した金額であります。

(注2) 当期減少額は減損損失であります。

(注3) 当期末の時価のうち土地については、路線価、固定資産税評価額による相続税評価額を勘案して算出した金額であります。

3. 経理の状況

監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、会計監査人の監査を受けております。

3. 経理の状況

財務比率

主要な財務比率 (2010年3月31日現在)

諸項目	比率
A. 純資産額規制比率 (純資産額/リスク額 × 100)	1,958 %
B. 純資産額資本金比率 (純資産額/資本金額 × 100)	300 %
C. 自己資本資本金比率 (自己資本/資本金額 × 100)	288 %
D. 自己資本比率 (自己資本/総資産額 × 100)	29 %
E. 修正自己資本比率 (自己資本/総資産額 × 100)	63 %
F. 負債比率 (負債合計額/純資産額 × 100)	228 %
G. 流動比率 (流動資産額/流動負債額 × 100)	109 %

財務比率について

A. 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額}^{(*)}}{\text{リスク額}^{(*)}} \times 100$$

(*純資産額とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という。)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という。)とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高い程リスクに対する余裕があると言えます。

B. 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額}^{(*)}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む純資産額の割合をみるもので、比率が高いほど経営

3. 経理の状況

が安定していると言えます。(*純資産額とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第 38 条の規定により算出したもので、上記(A)の純資産額とは計算が異なります。)

C. 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

D. 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

E. 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額(*)}} \times 100$$

(*「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

F. 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額(*)}} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記(A)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低い程長期的支払能力の安定性が高いといえます。

3. 経理の状況

G. 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。